

2021年3月17日国際問題研究所主催講演会

「紛争解決システムとしての調停の意義—法制度整備支援の経験等を踏まえて—」開催報告

3月17日（水）オンライン（Microsoft Teams）において、吉野孝義先生（弁護士・大阪大学大学院客員教授、元大阪地方裁判所長）による公開講演会「紛争解決システムとしての調停の意義—法制度整備支援の経験等を踏まえて—」（主催：愛知大学国際問題研究所）が開催されました。当日は、本学の学生、教員と他大学の教員、学生が多く参加し、活発な議論が行なわれました（司会：法学部 吉垣実教授）。

吉野先生は、日本の調停（民事調停）の現状・歴史、民事調停の意義・目的、評価型調停と対話促進型調停、日本の裁判所の調停の現状と特徴、日本におけるADR法に基づく調停、先生が法整備支援として関与されたモンゴル、ネパール、ミャンマーの調停制度、日本の仲裁について話をされました。本学の多くの学生が積極的に質問していたことが印象的でした。

